

## 関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書(スキャナ)(C-9315)

### (1) 申請先税関長

申請先の税関名を○で囲む。(複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を○で囲む)

### (2) 「輸出入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達(昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号) 25-6 に規定する符号を記載する。

### (3) 本文

特例輸入者が申請する場合は「関税法第 7 条の 9 第 2 項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第 67 条の 6 第 2 項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第 94 条第 3 項」の文字をそれぞれ○で囲む。

### (4) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄

イ 「書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする書類の種類名称を「検収書」等のように記載する。

ロ 「ファイル形式」欄は、例えば、PDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載する。

ハ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録をもって書類の保存に代える日を記載する。

ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。

ホ 「受領者等による読み取り」欄には、承認を受けようとする書類に、書類の作成又は受領をする者(以下「受領者等」という。)が読み取るものがある場合、□(チェック欄)にレ点を記入する。

ヘ 「入力方式」欄は、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□(チェック欄)にレ点を記入する。

ト 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。

### (5) 「2 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。

### (6) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9-8、67 の 8-2、94-2 及び 94-3 において準用する 7 の 9-8 の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第 94 条第 2 項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。

### (7) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む(デジタルカメラやスマートフォン等の場合、「スキャナ」を○で囲む。)。

なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。

ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。

ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲む。

ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。

なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。

ホ 記載に当たっては、記載欄の範囲内で、主なものを記載する。

(8) 「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。

イ 共通の記載方法

- ① 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。
- ② [ ] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。

ロ 個別の記載方法

- ① 「(2)-1 タイムスタンプの付与に関する措置」の「事業者の名称」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。

- ② 「(4) 記載事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄

- a 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。

なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。

- b 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品等をそれぞれ記載する。

- c 自己が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、「使用者名等」及び「プログラム言語」をそれぞれ記載する。

ハ 「(7) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記載事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載する。

ニ 「(9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄の「訂正削除管理機能」とは、承認申請書6(4)に記載した電子計算機処理システムをいう。

ホ 「(10) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。

(9) 「7 その他参考となる事項」欄には、国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の有無及び承認を受けている場合は、①承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、②承認を受けた主な書類の種類名称及び③承認した所轄税務署長等を記載する。

また、過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。